

去る7月10日、2008年度税制改正に向け、厚生労働省の企業年金研究会が出した「企業年金制度の見直しに関する報告書」の中から確定拠出年金に関する提言を取り上げてみました。

確定拠出年金に関する論点

1. 特別法人税

特別法人税とは、年金資産にかかる税金をいい、確定拠出年金（以下「DC」という。）制度創設以来、凍結されたまま（平成20年3月末まで）となっており、実際に課税された実績はありません。提言の中では、「税制の抜本的な改革が行われるまでの間は、企業年金を取巻く諸状況も踏まえ、現在の凍結措置を継続すべきである。」と主張しています。

2. 加入対象者の拡大

第3号被保険者〔いわゆる専業主婦(夫)〕

第3号被保険者を個人型DCの加入対象とすることについては「公的年金制度における第3号被保険者のあり方に係る検討状況も踏まえながら、検討すべきである。」と提言。

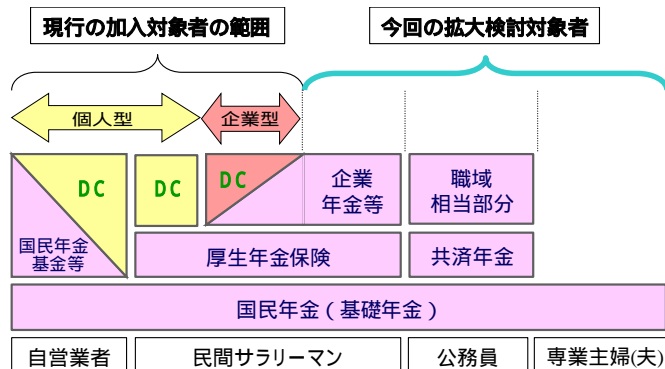
公務員

公務員に関しては「公務員の年金制度(共済年金)における新3階年金のあり方に関わる課題であり、関係省庁等の検討結果や個人型の実施状況を勘案する必要がある。」と提言。

第2号被保険者(他の企業年金制度がある場合)

他の企業年金制度を実施する企業のうち、企業型DCを実施しない企業の従業員には「個人型DCへの加入を認める方向で検討すべきである。」と提言。

確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金等
[DC制度概念図]



(出所)厚生労働白書を参考に岡三証券が作成

3. 拠出限度額

第2号被保険者で、他の企業年金制度がない場合に加入できる個人型DCの限度額は、現行1万8千円です。これを老後の所得保障を図るという観点から、「企業型DCのみを実施している企業に係る拠出限度額（現行月額4万6千円）と同水準まで、個人の自助努力による老後の備えを認めることが望ましい。」とし、「その際に、確定給付企業年金や企業型DCの掛け金状況、ならびに企業型DCにおける個人拠出（いわゆるマッチング拠出）との均衡もあわせて考慮すべき。」と提言しています。

4. マッチング拠出

拠出の限度額に関しては「老後保障の水準として退職時所得の6割を確保することを前提とすれば、企業拠出と個人拠出を併せて、企業型DCの拠出限度額の枠内とするのが適当である。」と提言しています。

5. 中途脱退要件

DC制度においては、貯蓄性を排除する観点から中途脱退要件について一定の制限が設けられています。一方では、企業型DCは企業の退職給付制度の一環として機能しています。そこで、「退職給付（60歳未満での退職時の生活資金の確保）と老後の所得保障について、企業年金制度の中でどの様にバランスさせるのが検討されるべきである。」と提言しています。また、個人型DCについては「掛金の負担能力の無い者など、一定要件の下、中途脱退要件の緩和を図るべきである。」と提言しています。

今回の提言の中で、注目すべき点がマッチング拠出の動向です。他の企業年金制度（適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金）においては個人の拠出が認められていることもあり、DC制度の施行開始以来、議論されてきましたが、いまだに認められていません。

本人拠出が認められることにより、昨今、制度への不安が高まる公的年金への補完の役割を担うことができ、また本人の投資意欲を促すことによって、「貯蓄から投資へ」の流れが加速されるきっかけとなるでしょう。今回の改正により、加入者にとって、より使いやすい制度となることが期待されます。

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。